

福島県国土利用計画(第五次)の見直し中間整理案

凡 例

下線部分・・・現行計画の記載を見直した部分

福島県国土利用計画(第五次)

福 島 県

目次

前文	1
第1章 県土利用の現状と課題	1
1 県土の特性	1
(1) 東北圏と首都圏の結節点	1
(2) 広大な県土と豊かで多様な自然	2
(3) 多極分散型の県土構造	2
2 県土利用をめぐる基本的条件の変化	2
(1) 東日本大震災や原子力災害などが県土利用に与えた影響	2
(2) 人口減少と少子高齢化の進行	2
(3) 産業構造の変化	3
(4) 地球環境問題の深刻化	3
(5) 食料・資源・エネルギー問題の顕在化	3
(6) 土地利用に対する意識の変化	4
3 県土利用の現状	4
4 県土利用の課題	6
(1) 復旧・復興・再生へ向けた土地利用	6
(2) 人口減少・土地需要減少局面における土地利用	6
(3) 県土の安全性の確保	7
(4) 環境負荷の低減	7
(5) 自然環境や景観を生かした土地利用	7
(6) 食料・資源・エネルギー問題への対応	8
(7) 地域における県土管理	8
(8) 総合的な視点の必要性	8
第2章 県土利用の基本構想	9
1 県土利用の基本理念	9
2 県土利用の基本方針	9
(1) 復旧・復興・再生のための土地利用	9
(2) 土地需要の量的調整	9
(3) 土地利用の質的向上	10
① 災害に強い県土づくり	10
② 循環と共生を重視した土地利用	10
③ 美しくゆとりある土地利用	10
(4) 地域の活力を支える土地利用	10
(5) 県土利用の総合的マネジメントの推進	10
3 県土利用の基本方向	11
(1) 地域類型別	11
① 都市	11
② 農山漁村	12
③ 自然維持地域	13
(2) 利用区分別	13
① 農用地	13
② 森林	14
③ 原野	14
④ 水面・河川・水路	14
⑤ 道路	14
⑥ 住宅地	15
⑦ 工業用地	15
⑧ その他の宅地	15
⑨ 公用・公共用施設の用地	16
⑩ 低未利用地	16
⑪ 沿岸域	16

第3章 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	1 6
1 利用区分ごとの規模の目標	1 6
2 地域別の概要	1 8
第4章 計画を実現するために必要な措置の概要	2 1
1 復旧・復興・再生の実現に向けた土地利用の推進	2 1
(1) 津波災害からの復旧・復興・再生	2 1
(2) 原子力災害からの復旧・復興・再生	2 1
(3) 県土全般の復旧・復興・再生	2 1
① 生活基盤・産業インフラ	2 1
② 企業立地・産業集積	2 2
2 土地利用の転換の適正化	2 2
(1) 自然的土地利用の転換抑制	2 2
(2) 農用地の利用転換	2 2
(3) 森林や原野の利用転換	2 2
(4) 大規模な土地利用の転換	2 2
(5) 混住化の進行する地域における土地利用転換	2 2
3 土地の有効利用の促進	2 3
(1) 農用地の有効利用	2 3
(2) 森林の有効利用	2 3
(3) 水面・河川・水路の有効利用	2 3
(4) 道路の有効利用	2 4
(5) 宅地の有効利用	2 4
① 住宅地	2 4
② 工業用地	2 4
③ その他の宅地	2 4
(6) 低未利用地の有効利用	2 4
(7) 有効な土地利用への誘導	2 5
4 災害に強い県土づくり	2 5
(1) 災害に対する安全性を高める土地利用	2 5
(2) 農用地や森林の持つ機能の向上	2 5
(3) 災害に強いまちづくりの推進	2 5
5 環境の保全と美しくゆとりある県土利用	2 6
(1) 環境への負荷の少ない土地利用	2 6
(2) 適正な資源循環の確保	2 6
(3) 豊かで多様な自然環境の保全	2 6
(4) 生活環境の保全	2 6
(5) 健全な水循環の確保	2 7
(6) 大規模な開発事業への対応	2 7
(7) すぐれた景観の保全・形成	2 7
6 地域整備施策の推進	2 7
(1) 広域的な連携・交流の促進	2 7
(2) 特色ある地域づくりの促進	2 7
(3) 地域の活力の向上	2 8
7 県土利用の総合的マネジメントの推進	2 8
(1) 国土利用計画法等の適切な運用	2 8
(2) 参画と連携による県土管理の推進	2 8
① 県土の有効利用を担う主体の確保と育成	2 8
② 多様な主体の土地利用への参画と連携	2 9
(3) 原子力災害に対応した県土管理	2 9
① 情報共有	2 9
② 合意形成	2 9
8 土地に関する基本理念の普及啓発及び県土に関する調査の推進	2 9
9 計画の進行管理	2 9

福島県国土利用計画(第五次)

平成22年12月14日 福島県議会議決

平成22年12月14日 決 定

前文

この計画は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（以下「東日本大震災」という。）及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）からの福島県の迅速な復旧・復興・再生に向けて、平成22年12月14日に決定した福島県国土利用計画（第五次）を見直したものである。

また、この計画は、国土利用計画法第7条^{*1}の規定に基づき、福島県の区域における国土(以下「県土」という。)の利用に関する基本的事項を定めるものであり、福島県総合計画で示された基本方向を踏まえた、県土利用における行政上の指針となるものであるととも、県内の市町村が定める市町村国土利用計画(以下「市町村計画」という。)及び福島県土地利用基本計画の基本となるものである。

今後、復旧・復興・再生の進捗や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

第1章 県土利用の現状と課題

1 県土の特性

(1) 東北圏^{*2}と首都圏^{*3}の結節点

本県は、東京から約200km圏内の東北地方南部に位置する県で、東で太平洋に面し、北では宮城・山形の両県、西では新潟県、さらには、南西の一部で群馬、南で茨城・栃木の首都圏の各県と接している。

このように、本県は多くの県との境界を有し、各県をつなぐ交通網上の重要な位置にあり、東北圏と首都圏の結節点となっている。また、東北、常磐、磐越の各高速道路、さらには、東北新幹線や山形新幹線など、南北と東西を結ぶ高速交通体系の整備進展により、県内だけでなく、首都圏を含む県外との幅広い地域間

*1 国土利用計画法第7条 計画の根拠となる条文。計画策定に必要なプロセスなどについて規定している。

第7条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。

3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(以下、省略)

*2 東北圏 国土形成計画法施行令第1条第4項第1号で定める区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域を一体とした区域)。

*3 首都圏 国土形成計画法第9条第1項第1号及び国土形成計画法施行令第1条第1項で定める区域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域を一体とした区域)。

1 交流が可能となっている。

2 しかし、結節点に位置するために、企業誘致など様々な分野で、隣接する地域
3 との厳しい競争に直面しており、首都圏などへのストロー現象も懸念されている。

4
5 (2) 広大な県土と豊かで多様な自然

6 全国第3位の広大な面積を有する本県は、県土の約7割を占める森林に、阿武
7 隈川、阿賀川、久慈川などの源流域を有するほか、大小様々な河川、猪苗代湖や
8 裏磐梯の湖沼群、標高2,000m級の山々を擁するなど、豊かで多様な自然と美しい
9 景観に恵まれており、磐梯朝日国立公園、尾瀬国立公園、日光国立公園、越後三
10 山只見国定公園のほか11箇所の県立自然公園を有している。

11 しかし、東日本大震災や原子力災害などにより、自然環境や地域資源が被害や
12 影響を受け、今後の再生が課題となっている。

13
14 (3) 多極分散型の県土構造

15 この広大な県土には、東に阿武隈高地、西に奥羽山脈が南北に縦断しており、
16 それによって、浜通り、中通り、会津の気候や風土の異なる3地方に区分されて
17 いる。

18 また、東西と南北の交通の要衝に、地域の拠点となる大小の都市が分散する多
19 極分散型の県土構造になっており、特定の都市に人口や機能が集中することなく、
20 都市と農山漁村が機能分担と連携によって、それぞれの機能を生かしながら、7
21 つの特色ある生活圏をかたちづくってきた。

22 しかし、東日本大震災や原子力災害などにより、南北方向、東西方向それぞれ
23 の連携軸は、交通基盤、情報通信基盤、医療・福祉など様々な分野において、被
24 災施設の早急な復旧に加え、さらなる整備と利活用の必要性が明らかになった。

25
26
27 **2 県土利用をめぐる基本的条件の変化**

28 以下のような基本的条件の変化、特に東日本大震災や原子力災害などによる急激
29 な条件の変化は、今後の土地利用の動向に影響を及ぼすものと考えられる。

30
31 (1) 東日本大震災や原子力災害などが県土利用に与えた影響

32 東日本大震災や原子力災害などは、県土に甚大な被害をもたらした。特に原子
33 力災害は、放射性物質による生活圏^{*4}、農用地、森林などの汚染により、県民の
34 生活や生産活動・経済活動のための土地利用に影響を与えている。避難地域など
35 では多くの県民が県内外への長期的避難を余儀なくされ、また、立入制限なども
36 あり、当面震災以前と同様の管理、利用ができない土地が発生している。

37
38 (2) 人口減少と少子高齢化の進行

39 本県の人口は、平成10年1月の2,138千人をピークに減少が続いている^{*5}。人口
40 動態をみても、平成15年以降自然増減数が減少に転じており、年々減少数が大き

*4 生活圏 家屋・庭等の住宅、道路、学校・幼稚園・保育所等の学校施設公園など。

*5 「福島県の推計人口」(福島県統計課)による。

1 くなってきている。人口の構成をみると、若年層の割合が減少する一方、老年人口の割合が増加してきている。本県の人口は、今後も減少が続くことが予想されるが、さらに、東日本大震災や原子力災害などの影響による、若い世代を中心とした県外への人口流出も懸念され、平成32年には、今後記載千人^{*6}にまで減少する見込みとなっている。また、県内でも人口の流動が大きくなっている。

7 (3) 産業構造の変化

8 本県の産業構造をみると、第1次産業、第2次産業の割合が減少し、第3次産業の割合が大きくなってきている。^{*7}さらに、東日本大震災や原子力災害などにより多くの産業が被害を受けており、既存の産業の再生と、新たな活力の源となる産業の振興が課題となっている。

12 第1次産業については、割合は低下してきているが、国内外の農産物の需給動向を踏まえた食料の安定的供給の確保の観点から、期待も高まりつつある。一方で、原子力災害により、県内の広範囲で放射性物質による汚染や風評被害などの被害を受けている。

16 また、第2次産業については、将来にわたる成長と高付加価値を生み出すことが見込まれる再生可能エネルギー^{*8}・医療関連産業などの分野において、新たな産業創出と集積の推進が特に求められている。

19 第3次産業については、高齢化が進む中、医療・保健衛生、介護関連事業が伸びている。さらに、社会や需要構造の変化などによって、サービス産業の市場規模は今後も拡大することが見込まれている。

23 (4) 地球環境問題の深刻化

24 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書によると、過去100年の地上平均気温は0.74℃上昇している。

26 本県においても、福島市の過去100年間の平均気温が約1.5℃^{*9}上昇するなどの気温上昇や桜の開花時期、紅葉の時期の変化など、身近に感じられる変化が目立ってきており、こうした気候の変動による様々な影響が懸念される。

29 この地球温暖化現象は、人為的な温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が高いとされており、こうした状態が続けば、生物多様性への影響、大規模な干ばつによる水不足、自然災害の甚大化など、社会に及ぼす影響は大きいと考えられる。

34 (5) 食料・資源・エネルギー問題の顕在化

35 世界的な人口増加、東アジアの経済成長などによる食料、資源制約の高まり、また、地球温暖化に伴う気候変動による食料生産への影響などから、将来的な食料・資源・エネルギーの不足が懸念されている。特に、食料や資源の多くを輸入

*6 福島県総合計画「(仮称) 新生ふくしま創造プラン」による。

*7 「平成21年度福島県県民経済計算の概要」(福島県統計課)による。

*8 再生可能エネルギー 資源を枯渇させずに、自然環境の中で繰り返される現象から取り出すエネルギー。太陽光、風力、水力、バイオマスなどが該当する。

*9 福島地方気象台データによる。

1 に依存している我が国においては、食料自給率の向上、省資源・省エネルギーの
2 推進、再生可能エネルギーの有効活用が求められている。

3
4 (6) 土地利用に対する意識の変化

5 中心市街地の空洞化や耕作放棄地の増加など土地の低未利用地^{*10}化が顕著にな
6 っている中、開発を志向する土地利用から、こうした低未利用地の有効利用への
7 要請が高まってきている。こうした土地利用への意識の変化は、人口や土地需要
8 の減少による土地利用転換圧力の低下^{*11}と土地利用効率の低下が進んでいるとい
9 う土地利用動向を反映している。

10 また、良好な景観の形成や自然環境の保全、自然とのふれあいなどへの関心の
11 高まり、災害に対する県土の安全性の確保の必要性、特に東日本大震災や原子力
12 災害等を踏まえた防災・減災対策の強化など、県土利用の質的な面での向上が求
13 められてきている。

14
15
16 3 県土利用の現状

17 本県の県土面積は、1,378千haで、国土面積の約3.6%に相当している。

18 平成22年における県土の利用区分別面積の構成をみると、県土面積1,378千haの
19 うち、農用地が11.0%、森林が70.4%、原野が0.3%、水面・河川・水路が3.3%、道路
20 が3.8%、宅地が3.5%、その他の土地が7.7%となっており、農用地や森林などの自然
21 的土地利用^{*12}が多くを占めている。

22 利用区分別にみると、農用地は、平成22年現在で約152千haで、基準年次(平成10
23 年)と比較して7.1%減少している。減少傾向は弱まってきてはいるものの、依然減
24 少は続いている。他用途利用を目的とした開発による減少だけではなく、耕作放棄
25 地の増加による影響が大きくなっている。

26 森林は、平成22年現在で約970千haで、基準年次と比較して0.2%減少している。
27 大規模開発などによる林地開発が少なくなってきたおり、ここ数年はほぼ横ばいで
28 推移している。また、手入れの行き届いていない森林については、森林環境税など
29 を活用し、間伐等の森林整備が進められている。

30 宅地は、平成22年現在で約48千haで、基準年次と比較して10.4%増加している。

31 住宅地や商業施設の郊外立地などにより市街地が拡大してきている一方で、中心
32 市街地においては空洞化が進行している。

*10 低未利用地 利用されていない土地、又は、個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適切でないものをいう。

*11 土地利用転換圧力の低下 土地需要の低下、低未利用地などのストック増、環境問題を重視する必要性などから、農用地や森林、宅地などの利用転換の動きが弱くなっていること。

*12 自然的土地利用 農林業的土地利用に自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたもので、都市的土地利用以外の土地利用を総称したもの。

農林業的土地利用 農地、採草放牧地、森林(自然環境の保全を旨として維持すべき森林を除く。)、農道、林道など、主として農業生産活動又は林業生産活動による土地利用をいう。

都市的土地利用 住宅地、工業地、事務所、店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用をいう。

また、地価の下落や土地取引件数の減少が続くなど、土地需要が減少している。

利用区分ごとの土地利用の推移

(単位：h a、%)

	H10年	H22年	H22-H10	構成比	
				H10年	H22年
農用地	163,798	152,238	▲ 11,560	11.9	11.0
森林	972,743	970,481	▲ 2,262	70.6	70.4
原野	3,418	4,320	902	0.3	0.3
水面・河川・水路	44,708	45,898	1,190	3.2	3.3
道路	47,427	51,654	4,227	3.4	3.8
宅地	43,747	48,314	4,567	3.2	3.5
その他	102,407	105,371	2,964	7.4	7.7
合計	1,378,248	1,378,276		100.0	100.0

※ その他は、県土面積から「農用地」「森林」「原野」「水面・河川・水路」「道路」及び「宅地」を差し引いて算出しており、各利用区分に属さないものが該当する。

主なものとしては、公園、緑地、交通施設用地、レクリエーション用地、耕作放棄地などがあげられる。

※ 各年の数値は、土地利用現況調査（福島県土地・水調整課）による推計値

東日本大震災では、本県で最大震度6強を観測するなど、地震・津波等により本県の住家の被害で全壊約21千棟・半壊約72千棟（福島県災害対策本部 平成24年11月7日現在、調査中）をはじめ、生活基盤・産業インフラ、公共施設などに甚大な被害が発生した。

このうち、津波では、国土地理院が公表している津波浸水範囲の土地利用別面積（平成23年4月18日）によると、本県の浸水面積は11.2千haであり、太平洋に面した沿岸10市町面積の合計245.6千haの約5%に相当している。このうち、平野部が多い沿岸北部においてその割合が高い。また、浸水面積の土地利用別面積では、最も多い田が5.9千ha（53%）、次いで建物用地が1.3千ha（12%）である。このうち、田では沿岸北部においてその割合が高い。

原子力災害では、警戒区域などが設定されており、当面利用が困難な土地が発生している。警戒区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点や区域の見直しに伴う避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域が12市町村^(注1)にまたがる広大な区域において設定されている。このうち、全町村域が設定されている6町村^(注2)面積では合計面積73.6千haのうち、農用地は8.7千ha、森林は53.1千ha、宅地は1.9千haを占めている。

(注1) 12市町村 田村市、南相馬市、伊達市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、

1 双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
2 (注2) 6町村 富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
3

4 また、平成23年7月に発生した新潟・福島豪雨や平成23年9月に発生した台風15号な
5 どによる豪雨により、会津地方や中通り地方を中心に甚大な被害が発生した。
6
7

8 4 県土利用の課題

9 東日本大震災や原子力災害による影響で、当面震災以前と同様の利用ができない
10 土地が生じており、こうした県土の復旧の取組が必要になっている。

11 さらに、東日本大震災や原子力災害後の県土の特性や基本的条件の変化及び県土
12 利用の現状を踏まえると、限られた県土資源の有効利用^{*13}と適切な維持管理の下、
13 利用目的に応じた区分(以下「利用区分」という。)ごとの土地需要の量的な調整を
14 行うこと、また、土地利用転換圧力が低下している状況の中、県土利用の質的向上
15 を積極的に推進することが、従来にも増して必要になっている。

16 このため、本計画における課題は、これらを踏まえ、量と質の両面から総合的に
17 県土管理を進めることにより、県土の復旧・復興・再生に資するとともに、豊かな
18 生活や生産が展開される場として県土の魅力を高め、より良い状態で県土を次世代
19 へ引き継ぐことであり、すなわち「持続可能な県土管理」を行うことである。

20 なお、「持続可能な県土管理」を行うに当たっては、次のような視点に留意する
21 必要がある。

22 (1) 復旧・復興・再生へ向けた土地利用

23 県土は、県民の生活及び生産を通ずる諸活動の基盤であり、その土地の利用に
24 当たっては、東日本大震災による地震、津波や原子力災害による放射性物質によ
25 る汚染などからの直接的な復旧・再生にとどまらず、安全・安心な生活環境の実
26 現、地域経済の再生、地域社会の再生などの早期実現に向けて、総合的かつ計画
27 的に行う必要がある。

28 特に、放射性物質による生活圏、農用地、森林などの汚染は、汚染の程度はあ
29 るものの県内全域に及んでおり、県土利用に重大な影響を与えていることから、
30 効果的・効率的な除染の推進と県土に対する風評被害を払拭することが必要とな
31 っている。

32 (2) 人口減少・土地需要減少局面における土地利用

33 長期にわたる人口減少に加えて、東日本大震災や原子力災害の影響による県外
34 への人口流出により、今後は、土地利用転換圧力が全体的に弱まることが予想さ
35
36

*13 有効利用 これまで利用されていなかった土地を何らかの用に供されるよう利用転換することや、同じ土地利用を続けながらその利用の効率化を図ることをいう。この場合、所有と利用の調整を図ることも重要である。

1 れるが、農用地や森林などの土地利用転換については、土地利用の不可逆性^{*14}
2 や、農業や森林の有する多面的機能などを総合的に検討し、慎重かつ計画的に行
3 う必要がある。

4 また、農山漁村においては、地域の担い手の減少や原子力災害の影響も伴い、
5 耕作放棄地の増加や森林整備の遅れが、都市においては、市街地の拡大と拡散が
6 進む一方、中心市街地の空洞化により低未利用地の増加が、それぞれ懸念されて
7 おり、既存の土地ストックの再利用・有効利用と維持管理といった土地の管理の
8 視点が重要になってきている。

10 (3) 県土の安全性の確保

11 東日本大震災の地震や津波などにより、県土は甚大な被害を受けた。また、局
12 地的な短時間集中豪雨などによる災害の増加やその被害が甚大化する傾向にあ
13 る。一方では、都市化の進展に伴い洪水や土砂災害などの自然災害のおそれのあ
14 る地域にまで宅地が広がり、災害危険箇所が増加傾向にあり、また、都市におい
15 ては諸機能の集中やライフラインへの依存の高まり^{*15}、農山漁村においては、耕
16 作放棄地の増加や森林整備の遅れなどから公益的機能^{*16}の低下などが懸念されて
17 おり、東日本大震災などを踏まえた県土の安全性に対する総合的な取組が重要に
18 なっている。

19 また、原子力災害による放射性物質の汚染に対して、生活圏、農用地、森林な
20 どにおける効果的・効率的な除染の推進が必要となっている。

22 (4) 環境負荷の低減

23 温暖化の進行など地球環境問題が一層深刻化してきているため、県土において
24 も、環境への負荷を少なくする土地利用を推進していくことが必要である。特に
25 自然的土地利用が多くを占める本県においては、人間の活動と自然との調和が取
26 れた土地利用を推進することが重要な課題となっている。また、都市的土地利用
27 においても、都市緑化や水辺環境の活用、都市機能の集約化や交通システムの効
28 率化などにより低炭素型のまちづくり^{*17}を進めていくことが重要になっている。

30 (5) 自然環境や景観を生かした土地利用

31 人口や土地需要の減少による土地利用転換圧力の低下、ゆとりなどを重視する
32 価値観の多様化が進む中で、地域における地域資源を生かした土地利用のあり方

*14 土地利用の不可逆性 土地利用転換により、例えば、コンクリートで被覆したり、山を削り宅地を造成すると
いった行為により、一旦、別の土地利用に転換された土地が再び元の土地利用に戻るこ
とが困難であることをいう。

*15 ライフラインへの依 都市においては、ライフラインへの依存度が高まっているため、一箇所のライフライン
存の高まり の破損によって、連鎖的に被害をもたらすおそれがあることを示している。

*16 公益的機能 農林業が適正に営まれることにより、水源のかん養や土砂流出の抑制、二酸化炭素の吸収、保健
・休養の場の提供などに役立っていること。

*17 低炭素型のまちづくり エネルギー需要密度の高い都市部においてエネルギー利用効率の向上を図るため、都
市のエネルギー環境の改善や建物、都市インフラの長寿命化、環境負荷の少ない交通
システムなどを進めたまちづくりのこと。

1 を見直す機会ともなっており、東日本大震災や原子力災害などにより被害のあつ
2 た地域資源の回復を図り、良好な都市環境の形成、奥山や里地里山^{*18}の田園風景
3 など緑豊かな自然環境や景観の保全、歴史的・文化的風土の保存、水源地の保全
4 など、地域資源を生かした県土利用を進めていくことが重要となっている。

5
6 (6) 食料・資源・エネルギー問題への対応

7 将来、世界的に食料・資源・エネルギー資源が不足することが懸念されている
8 中、本県においても、将来にわたる食料の安定的供給の確保を図るとともに、低
9 炭素型・集約型のまちづくり^{*19}による環境負荷の低減、自然環境を生かした再生
10 可能なエネルギーの導入拡大などによる資源循環型社会への転換が必要となっ
11 ている。本県は復興に向けて、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可
12 能な社会を目指し、再生可能エネルギーの利活用を推進することとしている。

13
14 (7) 地域における県土管理

15 多極分散型の県土構造を持つ本県においては、人口減少や高齢化の進行の度合
16 いが地域によって異なり、今後、担い手不足等によりコミュニティの維持が困難
17 になったり、耕作放棄地の増加や森林整備の遅れなど、土地管理水準の低下が進
18 む地域もさらに多くなることが懸念されている。

19 また、原子力災害の影響により、土地管理水準のさらなる低下が懸念される。

20 こうした地域は、中山間地域などを含む県土の多くの部分を占めると考えられ
21 るが、農業生産活動や適切な管理を通じて県土保全、自然環境保全や景観形成、
22 水源のかん養などの多面的機能をどう維持していくかが課題となっている。

23
24 (8) 総合的な視点の必要性

25 土地利用を考えるに当たっては、郊外への市街地拡大と拡散が中心市街地の土
26 地利用に影響を及ぼすなど、土地利用がより広域的に連動性を持つようになって
27 きていること、また、安全性や快適性の確保など地目横断的な視点^{*20}が必要にな
28 ってきていることなどから、個々の土地利用だけではなく、周囲の土地利用との
29 関係性や多様な主体の関わりを増大を踏まえ、その利用を総合的にとらえていく
30 ことの重要性が高まっている。

*18 里地里山 原生的な自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて自然環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念のこと。

*19 集約型のまちづくり 都市内の一定の地域を、都市機能の集積を促進する拠点(集約拠点)として位置付け、集約拠点を都市内の他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させるまちづくりのこと。

*20 地目横断的な視点 良好なまちづくりの観点から、宅地、建物、道路、緑地などを一体的に考慮したまちづくりの視点や、災害対策の観点から、宅地、農地、河川などの配置を総合的に勘案した土地利用の誘導を図る視点など。

第2章 県土利用の基本構想

1 県土利用の基本理念

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、より良い状態で次世代へ引き継ぐべきものである。しかし、東日本大震災や原子力災害により当面震災以前と同様の利用ができない土地が生じていることから、迅速な復旧・復興・再生のための土地利用を推進し、県土利用の回復とさらなる県土発展を目指すものとする。

さらに、迅速な復旧・復興・再生のための土地利用の推進に当たっては、適正かつ合理的な土地利用を基本とするとともに、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ることとする。

2 県土利用の基本方針

(1) 復旧・復興・再生のための土地利用

東日本大震災や原子力災害からの復旧・復興・再生に向けて、福島県総合計画や福島県復興計画などを基本とする具体的な施策や取組について、土地需要の量的調整、災害に強い県土づくり等の土地利用の質的向上などを総合的に配慮しながら推進する。

特に被害の大きかった地域における復旧・復興・再生のための新たな土地需要に対しては、無秩序な市街地拡大と拡散の抑制を基本としつつ、効果的な土地利用を推進する。

また、今後の土地利用に大きく影響を及ぼす放射性物質による汚染状況、避難指示の解除などの状況、避難地域住民の帰還の状況などを注視しながら、的確に対応した土地利用を推進する。

(2) 土地需要の量的調整^{*21}

都市的土地利用については、郊外への無秩序な市街地拡大と拡散の抑制と併せて、土地の有効利用・高度利用を一層推進し、良好な市街地の形成と再生を図る。

また、農用地や森林などの自然的土地利用については、農林業の生産活動の場としての役割や県土保全機能や自然環境保全機能など、農業や森林の有する多面的機能に配慮して、適正な保全を基本とし、都市的土地利用への転換に当たっては、慎重な判断のもとで計画的に行う。

なお、津波被災地域などの復興特区制度^{*22}を活用した土地利用の再編においても、これらの考え方を前提としつつ、円滑かつ迅速に行うものとする。

*21 土地需要の量的調整 人口や社会経済動向等を踏まえ、県土の有効利用と維持管理の観点から、自然的土地利用の転換（農地から宅地への変換等）の抑制を通じて、利用区分ごとの配分調整を行うこと。

*22 復興特区制度 東日本大震災復興特別区域法に基づく計画を作成し国に認められた場合などに、各種特例を受けられる仕組みのこと。本法に基づく計画の一つである復興整備計画においては、復興まちづくり事業に必要な各種許可基準の緩和や複数の手続きのワンストップ処理などの特例措置を受けることができる。

1
2 (3) 土地利用の質的向上

3 ① 災害に強い県土づくり

4 災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本としつつ、「防
5 災」の強化に加え、被災時の被害を最小限に食い止めるという「減災」の観点
6 も踏まえ、地域レベルから県土レベルまでのそれぞれの段階において、県土の
7 安全性を総合的に高める取組を推進する。

8 特に、津波被災地域では、海岸堤防の嵩上げ、防災緑地・海岸防災林（防潮
9 林）の整備などの「多重防御」による総合防災力の向上を図る取組を推進する。

10
11 ② 循環と共生^{*23}を重視した土地利用

12 人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と土地利
13 用の調和、森林の整備・保全、緑地・水面などの活用による環境負荷の低減、
14 低炭素型のまちづくりの推進、自然環境や生物多様性の保全、都市的土地利用
15 に当たっての自然環境への配慮など、循環と共生を重視した土地利用を推進す
16 る。

17
18 ③ 美しくゆとりある土地利用

19 ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的
20 ・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的条件などを踏まえた個性ある景観
21 の保全・形成を推進する。

22
23 (4) 地域の活力を支える土地利用

24 それぞれの地域が個性や多様性を生かした魅力ある地域づくりを進めることが
25 できるよう、都市と農山漁村など各地域間の機能分担や連携・交流、定住など地
26 域の活力の維持・向上を図るための土地利用を推進する。

27 また、東日本大震災や原子力災害などの影響による人口流出や少子高齢化のさ
28 らなる進行により、地域の活力の低下が懸念されることから、交流人口の回復・
29 拡大や地域産業の再生・活性化を図る取組などを推進する。

30
31 (5) 県土利用の総合的マネジメントの推進

32 地域が主体となった土地利用に関する諸計画の充実を図り、地域の諸条件に応
33 じた適正かつ合理的な土地利用を推進する。

34 その際、土地利用のあり方について地域の合意形成を図るとともに、土地利用
35 転換への慎重な対応、低未利用地を含めた土地の維持管理や有効利用といった管
36 理の視点や、県土の質的向上を図るうえでの地目横断的な視点、周辺の地域との
37 調整を図る視点も踏まえ、土地利用の諸問題に取り組んでいくことを「県土利用
38 の総合的マネジメント」とし、地域の主体的な取組を通じ、関係機関が連携して
39 これを推進する。

40 特に、原子力災害により当面利用が困難な土地の利用については、こうした取

*23 循環と共生 循環とは、生物多様性や人間の社会経済活動など様々な体系において健全な物質循環が確保されることをいう。共生とは、健全な生物多様性が維持され、自然と人間との共生が確保されることをいう。

1 組をより積極的に推進する。

3 県土利用の基本方向

5 迅速な復旧・復興・再生に向けて、県土利用の基本方向は、地域類型別及び利用
6 区分別に以下のとおりとする。

7 なお、東日本大震災や原子力災害により当面震災以前と同様の利用ができない土
8 地については、復旧の取組が必要であり、特に、放射性物質に汚染された土地につ
9 いては、住宅地等の生活圏、農用地、森林などにおける効果的・効率的な除染を推
10 進する。

(1) 地域類型別

13 都市、農山漁村、自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。

14 なお、地域類型別の県土利用に当たっては、相互の関係性に鑑み、各地域類型
15 を別個にとらえるだけではなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型
16 間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

① 都市

19 都市は、多くの人々が生活し、経済活動を展開している場であり、都市的サー
20 ビス、都市的な就業機会の提供など、地域発展に大きな役割を果たしている。
21 都市については、人口減少や少子高齢化の進行の中で、全体としては市街化圧
22 力が低下することが見通されるが、このような状況の中、環境負荷の少ない都
23 市形成を目指し、郊外への無秩序な市街地拡大と拡散の抑制と併せて都市機能
24 の集積と適正な配置を進めることにより、誰もが暮らしやすい、コンパクトで
25 質の高い都市環境の形成を図っていく必要がある。

26 特に、本県は特定の都市に人口や機能が集中することなく、各地域に拠点と
27 なる都市が存在し、これらの都市と周辺の農山漁村などが機能分担と連携によ
28 って特色ある地域が形成される県土構造となっており、今後、それぞれの地域
29 の活力を支えていくためには、これらの都市の機能の維持・向上を図っていく
30 必要がある。

31 このため、市街地においては、中心市街地などへの都市機能の集積と地域の
32 公共交通ネットワークの維持により良好なアクセスを確保しつつ、良好な都市
33 景観の形成に配慮した土地利用の高度化と空き地などの低未利用地の有効利用
34 を促進する。一方、市街化が見込まれる地域においては、地域の实情に即した
35 計画的で良好な市街地などの形成を図る。なお、新たな土地需要に対しては、
36 市街地内の低未利用地等の活用を優先させ、農用地や森林などからの転換は、
37 抑制することを基本とする。特に被害の大きかった地域における復旧・復興・
38 再生のための新たな土地需要に対しては、無秩序な市街地拡大と拡散の抑制を
39 基本としつつ、効果的な土地利用を推進する。

40 また、各地域をつなぐ広域的交通体系の整備により、地域の拠点となる都市
41 や周辺の農山漁村との相互の機能分担や連携・交流を進め、都市と田園地域な
42 どの幅広いネットワークを形成するとともに、豊かな自然環境との調和を図り、
43 それぞれの地域が持つ文化やコミュニティを尊重しながら、賑わいと魅力のあ

1 る共生社会を目指す。

2 なお、市街地において、放射性物質に汚染された住宅・道路・学校施設・公
3 園などの生活圏の除染について、関係機関が連携して推進する。

4 また、東日本大震災や豪雨災害などにより被災した生活基盤・産業インフラ、
5 公共施設などの復旧・整備の推進を図る。

6 市街地等の整備に当たっては、その地域の自然的条件や防災施設の整備状況
7 を考慮し、避難施設、防災公園や備蓄倉庫などの地域防災拠点の整備、都市公
8 園や道路などのオープンスペースの確保と適正な配置、また、電気、ガス、上
9 下水道、通信、交通等のライフラインの多重化・多元化を進めることなどによ
10 り都市防災機能の強化を図り、災害に対する安全性を高める。

11 あわせて、住居系、商業系、業務系等の多様な機能のバランス良い配置と健
12 全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化、さらには公共交通の利
13 便性の向上を図るなどして、都市機能の維持・向上と効率化を推進するととも
14 に、過度に車に依存しない環境への負荷の少ない都市形成を図る。

15 また、安全で快適な居住環境、良好なまちなみ景観、緑地及び水辺空間によ
16 るエコロジカルネットワーク^{*24}の形成などにより、美しくゆとりある都市環境
17 の形成を図る。

19 ② 農山漁村

20 農山漁村は、食料などを安定供給するための生産の場であるとともに、地域
21 住民の生活の場であり、同時に適切な管理を通じて県土を保全する機能や豊か
22 なる自然環境や美しい景観を有するなど、多面的な機能を有している。本県は、
23 このような農山漁村が県土の多くを占めている一方、中山間地域を中心として
24 人口減少や高齢化の進行の度合いが高くなっているのが現状であり、担い手不
25 足などにより耕作放棄地の増加や農山漁村の持つ多面的機能の低下が懸念され
26 ている。また、原子力災害の影響により、多面的機能のさらなる低下が懸念さ
27 れる。このため、農林水産業の生産基盤や生活環境の整備を進めるとともに、
28 多様なニーズに対応した農林水産業の展開、地域資源を生かした産業の振興、
29 地域産業6次化^{*25}の取組や都市との機能分担や連携・交流により、農山漁村の
30 活性化と機能の向上を図り、魅力ある農山漁村の形成を図る必要がある。

31 なお、放射性物質により汚染された生活圏、農用地、森林などの除染につい
32 て、関係機関が連携して推進する。

33 また、東日本大震災や豪雨災害などにより被災した生活基盤・産業インフラ、
34 公共施設などの復旧・整備を図る。

35 このような中、農用地や森林については、その保全と整備を進めるとともに、
36 地域住民、農業法人、NPOやボランティア団体を含む多様な主体の参画によ
37 り適切な管理を図り、あわせて、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連

*24 エコロジカルネットワーク 自然の保全・再生を図るための手法の一つ。原生的な自然地域などを核として、生態系的なまとまりを考慮したうえで、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海などを有機的につないだネットワークのこと。

*25 地域産業6次化 農林水産業を基盤として、第1次・第2次・第3次の各産業分野において、多様な主体が自らの強みを生かして他産業にも分野を拡大し、または相互に連携しながら付加価値を向上・創造する取組のこと。

1 続性の確保に配慮しつつ、里山などの身近な自然環境や景観の保全を図る。

2 特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域においては、生産性の向上に重点
3 をおき、地域の意欲ある農業経営の担い手への農用地の利用集積を進めながら、
4 優良農用地の確保と整備を進める。

5 中山間地域などで交通等の生活条件や傾斜地や不整形地が多いなど生産条件
6 の不利な地域においては、生産条件の改善に配慮するとともに、新たな管理主
7 体の育成や都市住民との連携・交流を通して、農用地及び森林などの保全と適
8 切な管理を進める。また、豊かな自然や地域文化などの地域資源を総合的に活
9 用して地域の活性化を踏まえた土地利用を図る。なお、近年、野生鳥獣による
10 農作物などの被害が増加傾向にあり、被害防止対策を推進する。

11 農地と宅地が混在する地域については、地域住民の意向に配慮しつつ、生産
12 基盤と生活基盤の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が
13 調和するよう、地域の実情に即した計画的かつ適切な土地利用を図る。

14 15 ③ 自然維持地域

16 本県は、磐梯朝日国立公園や尾瀬国立公園に代表されるように、広大で豊か
17 な自然環境に恵まれており、保護と適正な利用を進め、これらの優れた自然環
18 境を次世代に継承していく必要がある。

19 このため、原生的な自然の地域や水源を有する地域、また、野生動植物の重
20 要な生息・生育地、優れた風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき
21 地域については、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつ
22 つ、自然環境が劣化している場合には、その進行を食い止める対策や復元作業
23 などにより、適正な保全を図る。

24 また、適正な管理のもとで、自然の特性を踏まえつつ、自然体験・学習など、
25 自然とのふれあいの場としての利用を図る。

26 27 (2) 利用区分別

28 利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を
29 別個にとらえるだけではなく、復旧・復興・再生に向けた土地利用、災害に強い
30 県土づくり、循環と共生を重視した土地利用、美しくゆとりある土地利用とい
31 った横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要がある。

32 33 ① 農用地

34 農用地については、担い手の育成と利用の集積により、効率的な利用と生産
35 性の向上に努めるとともに、除染、除塩対策を含めた農用地復旧・整備を推進
36 することで必要な農用地の確保を図り、本県の多様な地域資源を生かした農業
37 生産力を十分に発揮させる。また、農業生産の場としての機能のほか、洪水防
38 止などの県土保全機能や自然環境保全機能などの多面的機能が高度に発揮でき
39 るよう、適切な保全と管理を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農
40 業生産を推進する。特に、担い手への利用集積が進んでいたり、また、今後集
41 積が見込まれるなど、本県の農業生産力向上のうえで重要な農用地については、
42 他用途への転換を抑制し、その機能の充実を図る。なお、農用地への復元が困
43 難な耕作放棄地については、「⑩低未利用地」として扱う。

1 ② 森林

2 森林は、木材生産などの経済的機能はもとより、土砂流出防止や防潮などの
3 県土保全機能、水源かん養機能、公衆の保健機能、生物多様性保全機能などの
4 多面にわたる機能を有していることから、この森林の再生に向けて、災害復旧
5 をはじめ、除染対策や間伐などの森林整備による放射性物質の低減を推進する
6 とともに、この多面的機能を将来世代が享受できるよう、多様で健全な森林の
7 整備と保全及び適切な維持管理を図る。また、地球温暖化防止の観点から、二
8 酸化炭素吸収源としての森林の機能にも配慮する。さらに、木材や木質バイオ
9 マスの復興需要に対応した供給体制の整備を促進する。

10 また、原生的な森林や水源地となっているなど貴重で優れた自然環境を形成
11 している森林を極力保全するとともに、公益的機能の高い森林については、他
12 用途への転換を抑制し、その機能の充実を図る。

13 都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、緑地
14 としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、
15 自然環境の保全に留意しつつ、地域の活性化や都市と農山漁村との交流のため
16 の保健・休養、教育・文化活動などの場として、総合的な利用を図る。

17
18 ③ 原野

19 原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重で優れた自然
20 環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持などの観点から保
21 全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野については、地
22 域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

23
24 ④ 水面・河川・水路^{*26}

25 水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保、河川河
26 口部の津波対策の河川整備や復旧、農業用排水路の復旧・整備などを図ると
27 ともに、施設の適切な維持管理を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。そ
28 の整備に当たっては、自然の水質浄化作用、多様な生物の生息・生育環境とし
29 ての機能向上など、流域の特性に応じた健全な水循環の確保に努めるとともに、
30 良好な水辺景観、うるおいのある水辺環境の創造、都市におけるオープンスペ
31 ースなど多様な機能の維持・向上を図る。

32
33 ⑤ 道路

34 道路のうち、一般道路については、復興・再生の支援や広域的な連携・交流
35 を促進し、代替性・多重性が確保された信頼性の高い道路網を構築するために、
36 県土の均衡ある発展を図る道路、地域づくりを支える道路、都市の活動を支援
37 する道路などの整備に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管
38 理・更新を通じて、既存用地の持続的利用を図る。その整備に当たっては、道
39 路の安全性、快適性などの向上並びに防災機能の向上及びライフラインの収容
40 機能などの多面的機能を発揮させるとともに、周囲の自然環境の保全や自然景

*26 水面・河川・水路 国土利用計画では、水面は人造湖、天然湖沼及びため池、河川は河川法による一級河川、二級河川、準用河川の河川区域、水路は農業用排水路としている。

1 観との調和、地域住民の生活環境の保全・改善、良好な都市景観の形成などに
2 十分配慮する。また、津波被災地域及び避難解除等区域などにおいて、被災地
3 域の復興及び住民帰還を支援する観点から整備を推進する。

4 農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農用地や森林の管理
5 水準の向上を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適正な維持
6 管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、その整備に当た
7 っては、農山村の生活環境の整備、地域産業の振興などに配慮するとともに、
8 自然環境の保全や自然景観との調和に十分配慮する。

10 ⑥ 住宅地

11 住宅地については、生活圏における除染を推進する。さらに、成熟化社会に
12 ふさわしい豊かな住生活の実現、コンパクトで秩序ある市街地形成の観点から、
13 耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、生活関連施
14 設の整備を計画的に進めながら、東日本大震災などを踏まえ、防災性に優れた
15 良好な宅地環境が整備されるよう、必要な用地の確保を図る。

16 その際には、周囲の自然的土地利用との調整、また、災害に対する地域の自
17 然的・社会的特性を踏まえた適切な県土利用に配慮する。

18 特に、都市部においては、環境の保全に配慮しつつ、土地利用の高度化や低
19 未利用地の有効利用により、良好な住宅地の確保とあわせて、オープンスペ
20 ースの確保、道路の整備などを進め、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確
21 保を図る。

23 ⑦ 工業用地

24 工業用地については、復興や再生に向けての各種施策により、企業立地や新
25 たな産業創出に伴う工業地の需要の増加が見込まれ、高速交通体系やアクセス
26 網などの産業・物流インフラ、工業用水や地価などの立地条件、人材育成など
27 企業のニーズに応じた支援体制など、ハード・ソフト両面からの産業関連基盤
28 の整備状況、また、産業構造の変化や地域の産業の集積状況を総合的に踏まえ、
29 既存工業団地の未利用地の有効利用に努めながら、工業生産に必要な用地を確
30 保する。

31 また、工場移転、業種転換などによって生ずる工場跡地については、土壌汚
32 染対策法の適切な運用により、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図
33 る。

35 ⑧ その他の宅地^{*27}

36 市街地においては、良好な景観形成に配慮しつつ、再開発事業などによる土
37 地利用の高度化、都市福利施設^{*28}の整備などにより低未利用地の活用を図り、
38 都市機能の集積と中心市街地の活性化を推進する。

*27 その他の宅地 宅地から住宅地と工業用地を除いたもので、事務所、商業施設、病院、倉庫、官公庁、別荘など
をいう。

*28 都市福利施設 中心市街地の活性化に関する法律の「都市福利施設」と同義であり、教育文化施設、医療施設、
社会福祉施設その他の居住者等の共同の福祉又は利便のために必要な施設をいう。

1 特に、大規模集客施設^{*29}については、郊外への立地により市街地の拡大と拡
2 散が進む一方、中心市街地の空洞化が進行するなど都市構造への影響が広域的
3 となることを踏まえ、適正な立地を図る。

5 ⑨ 公用・公共用施設の用地

6 学校教育施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設などの公
7 用・公共用施設用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏ま
8 え、環境の保全に配慮して、必要な用地の計画的な確保を図る。特に東日本大
9 震災などを踏まえ、避難施設、防災公園や備蓄倉庫など防災拠点の整備を図る。
10 また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用を
11 図るとともに、郊外への施設の拡散防止の観点から空屋・空店舗などの再生利
12 用や街なかへの立地に配慮する。

14 ⑩ 低未利用地

15 都市における低未利用地については、防災のためのオープンスペース、公用
16 ・公共用施設用地、居住用地、事業用地などとして高度利用・有効利用し、良
17 好な市街地形成を図る。

18 また、農山村における耕作放棄地については、「発生防止」と「再生利用」
19 の2つの視点から、適正な管理と多様な主体による利用促進により、農用地と
20 しての積極的な活用を図るとともに、農用地への復元が困難な耕作放棄地につ
21 いては、農山村の健全な発展と調和を図りつつ、森林への転換や再生可能エネ
22 ルギー発電設備の整備など農業以外の利活用を図る。

24 ⑪ 沿岸域

25 沿岸域については、東日本大震災による津波により甚大な被害を受けており、
26 県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸堤防の嵩上げなどの復旧・整備
27 を行うとともに、海岸の保全を図る。漁業、海上交通、レクリエーションなど
28 各種利用への多様な期待があることから、自然環境の保全、自然景観との調和、
29 海域と陸域との一体性に十分配慮しつつ、自然的・地域的特性及び経済的・社
30 会的動向に応じ総合的利用を図る。この場合、県民に開放された親水空間とし
31 ての利用に配慮する。また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全を図る。

34 **第3章 県土の利用区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要**

36 **1 利用区分ごとの規模の目標**

37 (1) 土地利用動向を長期的に見据えながら、より柔軟な対応ができるよう、計画の
38 目標年次は平成32年とし、基準年次は平成22年とする。

40 (2) 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口については、平成32年において、

*29 大規模集客施設 都市計画法の特定大規模建築物と同義であり、床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場などをいう。

およそ 今後記載 千人と想定する。

- (3) 県土の利用区分は、農用地、森林、宅地などの地目別区分及び市街地とする。
- (4) 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土利用の現況と過去からの推移などをもとに、第2章県土利用の基本構想を踏まえ、利用区分間の調整を行った上で、定めるものとする。
- (5) 県土利用の基本構想に基づく平成32年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりである。
- (6) 以下の数値については、今後の経済社会の不確定さ、津波被災地域における土地利用の再編や避難指示区域の見直しなどに鑑み、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 県土の利用区分ごとの規模の目標 (単位：ha、%)

	平成22年	平成32年	構成比	
			22年	32年
農用地	152,238		11.0	
農地	149,883	(減少傾向で推移)	10.9	
採草放牧地	2,355	(減少傾向で推移)	0.2	
森林	970,481	(減少傾向で推移)	70.4	
原野	4,320	(現状水準で推移)	0.3	
水面・河川・水路	45,898	(河川改修により増加を見込む)	3.3	
道路	51,654	(高速交通体系の整備進展、道路改良等により増加を見込む)	3.8	
宅地	48,314		3.5	
住宅地	28,572	(復興需要もあり増加を見込む)	2.1	
工業用地	4,508	(復興需要もあり増加を見込む)	0.3	
その他の宅地	15,234	(増加傾向で推移)	1.1	
その他	105,371		7.7	
合計	1,378,276	(港湾整備により増加を見込む)	100.0	
市街地	18,399		1.3	

- ① 平成22年の利用区分別面積は、土地利用現況調査(福島県土地・水調整課)による推計値である。
- ② 道路は、一般道路並びに農道及び林道である。
- ③ 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。
平成22年の市街地面積は、平成22年の国勢調査による人口集中地区の面積である。

2 地域別の概要

- (1) 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土の資源の有限性を踏まえ、県土の復旧・復興・再生に向けて、県土全体の調和ある有効利用と環境の保全が図られるよう配慮する。
- (2) 本県では地理的条件や歴史的・文化的に関連が強い、一定のまとまりを持ち、日常生活の面でも相互依存関係が深く一体性が高い地域を1つの生活圏ととらえている。各生活圏は、広大な県土を背景として、多極分散型に形成されており、それぞれが地理的、気候的にも異なる環境の中で、地域の特色を生かした産業を育み、豊かな伝統や文化を継承し、温かな地域社会をつくり上げてきた。
生活圏は、その名称から、当該地域の様々な風景や伝統文化、産物などが想起されるなど、地域の持つ特性やイメージとも強く結び付き、広く県民に浸透していることから、本計画における地域区分については、当面はこれまでどおり、以下の7つの生活圏の考え方に基づいた区分によるものとする。

地域の区分	左の地域に含まれる土地の行政区
県北地域	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡
県中地域	郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡
県南地域	白河市、西白河郡、東白川郡
会津地域	会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津地域	南会津郡
相双地域	相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡
いわき地域	いわき市

① 県北地域の概要

県北地域の平成22年における土地利用の現況は、農用地が26,074ha(14.9%)、森林が98,241ha(56.0%)、宅地が10,223ha(5.8%)で、他地域と比較して、農用地や宅地の割合が高い。また、農林業センサス(22年)によると、県北地域の耕作放棄地面積は7,124haで、7地域中最大であり、県全体の耕作放棄地面積の31.8%を占めている。

阿武隈川流域に、都市機能の集積がみられる一方、北部を中心に県内最大の果樹地帯が広がっている。また、東北・山形新幹線や東北自動車道などの高速交通体系が整備されていることに加え、今後は東北中央自動車道の整備進展により、相双地域や県外との連携・交流が進むことが期待される。

原子力災害により、一部の地域に計画的避難区域や特定避難勧奨地点が設定され、住民の帰還に向けた環境回復の取組が必要となっている。

また、地域全体として、身近な生活空間である宅地、農林地等の除染など、安全・安心に生活できる環境を回復することが求められている。

なお、原子力災害に伴う風評被害による観光客減少などをはじめ、交流人口

1 への影響がある。

2
3 ② 県中地域の概要

4 県中地域の平成22年における土地利用の現況は、農用地が39,110ha(16.3%)、
5 森林が141,223ha(58.7%)、宅地が11,798ha(4.9%)で、他地域と比較して、農用
6 地や宅地の割合が高い。

7 阿武隈川流域に広がる安積平野に都市機能が集積しており、また、県内のす
8 べての地域と境界を有していることや、東北新幹線や東北自動車道、磐越自動
9 車道をはじめとした東西と南北の交通体系の整備が進んでいることなどから、
10 県内及び県外との移動交流の上での結節点となっている。

11 また、交通の要衝としての優位性を生かしたさらなる産業の集積や東日本大
12 震災などを踏まえ浜通りと中通りを結ぶ交通基盤などの充実が課題となってい
13 る。

14 原子力災害により、一部の地域に避難指示解除準備区域が設定されており、
15 住民の帰還に向けた環境回復の取組が必要となっている。

16 なお、原子力災害に伴う風評被害による観光客減少などをはじめ、交流人口
17 への影響がある。

18
19 ③ 県南地域の概要

20 県南地域の平成22年における土地利用の現況は、農用地が17,945ha(14.6%)、
21 森林が81,733ha(66.3%)、宅地が4,586ha(3.7%)で、他地域と比較して、農用地
22 の割合が高い。

23 首都圏と隣接していることや東北自動車や東北新幹線などの高速交通体系が
24 整っていることなどにより、大都市圏へのアクセス面での優位性があり、首都
25 圏と隣接する特性を生かした産業の振興や地域資源を生かした交流の促進が求
26 められている。

27 また、阿武隈川や久慈川などの源流域を有し、美しく豊かな自然に恵まれた
28 地域である。

29 なお、原子力災害に伴う風評被害による観光客減少などをはじめ、交流人口
30 への影響がある。

31
32 ④ 会津地域の概要

33 会津地域の平成22年における土地利用の現況は、農用地が31,604ha(10.3%)、
34 森林が227,790ha(74.0%)、宅地が6,637ha(2.2%)で、森林の割合が高い。

35 飯豊山や磐梯山などの山々、猪苗代湖や裏磐梯の湖沼群などの美しい自然環
36 境と景観に恵まれており、本県の観光やリゾートの中心的地域になっている。

37 また、整備が進められている会津縦貫北道路、会津縦貫南道路により、首都
38 圏や東北各県との連携強化が期待されている。加えて、東日本大震災において
39 太平洋側と日本海側を結ぶ輸送ルートとして大きな役割を果たした磐越自動車
40 道（会津若松～新潟）の4車線化の促進も求められている。

41 一方、地域のほぼ全域が過疎・中山間地域で、他地域と比較して人口減少、
42 高齢化の進行が顕著になっている。さらに、原子力災害に伴う風評被害による
43 観光客減少などをはじめ、交流人口への影響がある。

1 ⑤ 南会津地域の概要

2 南会津地域の平成22年における土地利用の現況は、農用地が3,935ha(1.7%)、
3 森林が216,653ha(92.5%)、宅地が1,066ha(0.5%)となっている。

4 尾瀬国立公園や広大なブナの原生林など雄大で手つかずの自然環境を有して
5 おり、森林が全体の9割を超え、山々の間に、阿賀川や只見川・伊南川に沿っ
6 て集落と耕地が形成されている。地域全域が過疎・中山間地域で、県内で最も
7 過疎・高齢化が進行している。

8 首都圏と鉄道で直結していることや、会津縦貫南道路、国道289号八十里越
9 などの道路網の整備進展により、広域的な連携・交流が進むことが期待される。
10 しかし、原子力災害に伴う風評被害による観光客減少などをはじめ、交流人口
11 への影響がある。

12
13 ⑥ 相双地域の概要

14 相双地域の平成2022年における土地利用の現況は、農用地が24,506ha(14.1
15 %)、森林が116,443ha(67.0%)、宅地が6,293ha(3.6%)で、温暖な気候で降雪も
16 少なく、松川浦や阿武隈高地をはじめとする海、川、山の豊かで多様な自然を
17 有した地域である。

18 しかし、東日本大震災により沿岸部をはじめ地域全体が甚大な被害を受ける
19 とともに、原子力災害による警戒区域などの設定により多くの住民が長期間
20 の避難を余儀なくされ、当面震災以前と同様の利用ができない土地が広範囲に
21 生じるなど、深刻な被害が継続している。また、住民が安心して帰還できるよ
22 うにするため、放射性物質で汚染された環境の除染が最優先で求められている。

23 また、物流機能回復、交流拡大及び防災上の観点から、浜通りを貫く南北軸
24 (常磐自動車道・国道6号など)、中通りとつなぐ東西軸(東北中央自動車道・
25 国道114号・288号など)の道路、JR常磐線、重要港湾である相馬港などの交
26 通・物流基盤の早期復旧・整備が求められている。併せて、津波などの災害に
27 強い社会基盤の整備が求められている。

28 なお、原子力災害に伴う風評被害による観光客減少などをはじめ、交流人口
29 への影響がある。

30
31 ⑦ いわき地域の概要

32 いわき地域の平成22年における土地利用の現況は、農用地が9,064ha(7.4%)、
33 森林が88,398ha(71.8%)、宅地が7,710ha(6.3%)で、他地域と比較すると、農用
34 地の割合が低く、森林や宅地の割合が高い。県の南東部に位置しており、阿武
35 隈高地を西に擁し、夏井川、鮫川などの河川、東側の太平洋などの多様で豊か
36 な自然を有している地域である。

37 しかし、東日本大震災により沿岸部をはじめ甚大な被害を受け、津波などの
38 災害に強い社会基盤の整備が求められている。

39 一方、常磐自動車道や磐越自動車道を中心とした広域交通体系の整備が進み、
40 重要港湾である小名浜港の整備も進められているなど、広域的な連携・交流の
41 要衝として、さらなる発展が期待されている。加えて、浜通りの復興拠点地域
42 としての役割も期待されており、基盤となる広域交通体系の整備や、避難が解
43 除された区域の生活を支援する道路をはじめとした社会基盤の整備も求められ
44 ている。

1 なお、原子力災害に伴う風評被害による観光客減少などをはじめ、交流人口
2 への影響がある。

3
4 (3) 計画の目標年次、基準年次及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、1
5 に準ずるものとする。

6
7 (4) 平成32年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次表の
8 とおりである。

9
10

県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要について、今後記載予定

13 第4章 計画を実現するために必要な措置の概要

14 東日本大震災や原子力災害からの迅速な復旧・復興・再生のための土地利用を推進
15 し、県土利用の回復とさらなる県土発展に向けて、必要な措置を講じる。

16 1 復旧・復興・再生の実現に向けた土地利用の推進

17 特に被害の大きかった地域における復旧・復興・再生のための新たな土地需要に
18 対しては、無秩序な市街地拡大と拡散の抑制を基本としつつ、効果的な土地利用を
19 推進する。

20 (1) 津波災害からの復旧・復興・再生

21 東日本大震災による津波により甚大な被害を受けた被災地域において、海岸堤
22 防の嵩上げ・防災緑地・海岸防災林（防潮林）などを組み合わせた多重防御によ
23 る防災力向上の取組や、防災集団移転や被災市街地土地区画整理による宅地の整
24 備、災害公営住宅整備などについて、復興特区制度の活用などにより円滑かつ迅
25 速な実施を図る。

26 (2) 原子力災害からの復旧・復興・再生

27 放射性物質による汚染は県内の広範囲に及んでおり、当面利用が困難な土地に
28 おける暫定的（緊急的）土地利用については、除染技術や生活環境の整備などに
29 要する時間、避難を余儀なくされている住民の今後の生活再建に向けた意向など、
30 総合的に考慮する必要がある。

31 それらを踏まえ、原子力災害により放射性物質に汚染された生活圏、農用地、
32 森林などにおいて、効果的・効率的な除染を推進するとともに、汚染廃棄物の円
33 滑な処理を推進する。

34 また、避難地域の復興・再生、住民の帰還に向けて、除染、生活基盤・産業イ
35 ンフラの復旧・整備、事業再開や災害公営住宅の整備などの推進を図る。

36 (3) 県土全般の復旧・復興・再生

37 ① 生活基盤・産業インフラ

38 東日本大震災や豪雨災害などにより被災した生活基盤・産業インフラの復旧
39 ・整備やソフト・ハードが一体となった防災機能の強化の推進を図る。

1 また、復興や再生を支援し、災害時でも代替性・多重性が確保された信頼性
2 の高い道路網の構築や洪水被害の軽減を図るため河川整備などの推進を図る。

3 4 ② 企業立地・産業集積

5 企業立地補助制度などの活用による企業立地の推進や地域経済の担い手であ
6 る中小企業等の既存産業の集積を生かしながら、新たな雇用創出が期待できる
7 再生可能エネルギー関連産業や医療関連産業などの集積を図る。

8 9 10 2 土地利用の転換の適正化

11 (1) 自然的土地利用の転換抑制

12 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び地域社会に与える影
13 響の大きさに十分留意したうえで、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、
14 社会資本の整備状況など自然的条件・社会的条件を勘案して適正に行うこととす
15 る。特に、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、低未利
16 用地が増加していることにかんがみ、低未利用地の有効利用を通じて、自然的土
17 地利用の転換を抑制することを基本とする。

18 19 (2) 農用地の利用転換

20 農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業の経営安定及び地域
21 農業や景観・自然環境などに及ぼす影響に留意し、農業と非農業的土地利用との
22 計画的な調整を図りつつ、農用地の無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保さ
23 れるよう十分配慮する。なお、農用地への復元が困難な耕作放棄地については、
24 「3(6)低未利用地」として扱う。

25 26 (3) 森林や原野の利用転換

27 森林の利用転換を行う場合には、公益的機能の低下による災害の発生や環境の
28 悪化などを防ぐため、保安林や機能の高い森林の利用転換を抑制することを基本
29 とし、周辺の土地利用との調整を図る。また、原野の利用転換を行う場合には、
30 環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

31 32 (4) 大規模な土地利用の転換

33 大規模な土地利用の転換については、土地利用に関する諸計画、公共用施設の
34 整備や公共サービスの供給計画などとの整合を図る。また、周辺の地域を含めて
35 事前に十分な調査と調整を行い、県土の保全と安全性の確保、環境や景観の保全
36 などに配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。

37 38 (5) 混住化^{*30}の進行する地域における土地利用転換

39 混住化の進行する地域で土地利用転換を行う場合には、土地利用の混在による
40 弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農
41 地、住宅地など相互の土地利用の調整を図る。また、個別規制法による規制の弱

*30 混住化 従来大部分が農家で構成されていた農村地域において、都市からの移住や農家の分家、離農などの非農家が増加し、農家・非農家が混在した状態で居住する現象。

1 い、いわゆる「計画白地地域^{*31}」などにおいては、個別規制法との調整を通じて、
2 地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用を推進する。
3
4

5 3 土地の有効利用の促進

6 (1) 農用地の有効利用

7 農用地については、除染、除塩対策などを含めた農用地復旧を推進する。さら
8 に、高生産で効率的な農業展開のためのほ場条件などの農業生産基盤の整備を総
9 合的に推進するとともに、地域の農業の持続的な発展を支える認定農業者などの
10 担い手の育成・確保とその担い手への農用地の利用集積を図る。また、担い手の
11 減少や高齢化などによる耕作放棄地などの増加を防ぐため、認定農業者や農業生
12 産法人、農外企業など多様な主体による活用、また、放牧などの畜産的利用の拡
13 大、園芸作物の導入や飼料作物作付けなど地域の実情に応じた多様な利用により、
14 農用地として有効利用を図る。その際、農業の有する多面的機能を踏まえた利用
15 がなされるよう配慮する。なお、農用地への復元が困難な耕作放棄地については、
16 「(6)低未利用地」として扱う。
17

18 (2) 森林の有効利用

19 森林については、除染対策や間伐などの森林整備による放射性物質の低減を推
20 進する。さらに、木材等林産物の供給、水源のかん養、土砂流出の防止など、森
21 林の有する多面的機能が高度に発揮されるよう、その機能を重視した森林整備や
22 森林施業の計画化・合理化などにより土地利用の高度化を図り、森林資源を充実
23 させるとともに、機能を十分に発揮していない森林については、保全対策の重要
24 性や緊急性などを勘案し、治山・保安林整備により、その機能の維持・強化を図
25 る。なお、増大が見込まれる木材や木質バイオマスの復興需要に対応した供給体
26 制の整備を促進する。

27 また、林業の担い手の育成、林内路網の充実や農山村における生活環境の向上、
28 森林づくりへの県民の理解と参加の促進など、森林の適正な維持管理のための基
29 礎的条件を、自然環境の保全に配慮しつつ計画的に整備し、森林の管理水準の向
30 上を図る。なお、美しい景観を形成する森林や自然とのふれあいの場に適した森
31 林については、自然観察の場やレクリエーション利用の場として総合的な利用を
32 図る。
33

34 (3) 水面・河川・水路の有効利用

35 水面・河川・水路については、治水及び利水機能のほか、生物の多様な生息・
36 生育環境のために必要な水量・水質の確保を図るとともに、地域の景観としての
37 水辺空間や人と水とのふれあいの場の形成を図る。
38
39

*31 計画白地地域 都市計画法の非線引都市計画区域の用途地域外の地域、農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域の農用地区域以外の地域など、法令などによる土地利用の規制・誘導が総体的に緩い地域をいう。将来の土地利用の方向性が未調整であるため、土地利用の混在や無秩序な開発などを招きやすい状況にある。

1 (4) 道路の有効利用

2 道路については、電気・ガス・水道などのライフラインの共同溝への収容、電
3 線類の地中化、道路緑化などによる良好なまちなみ景観の形成と災害時における
4 緊急輸送路、避難路、防火帯としての機能強化など、道路空間の多面的機能の強
5 化とその有効利用を図る。

6
7 (5) 宅地の有効利用

8 宅地については、郊外への無秩序な市街地拡大と拡散の抑制と併せて都市機能
9 の集積と適正な配置を進めることにより、誰もが暮らしやすい、コンパクトで質
10 の高い都市環境を形成するため、居住機能、商業機能、業務機能など多様な機能
11 の集積を図る。

12
13 ① 住宅地

14 住宅地については、生活圏における除染を推進する。さらに、安全で快適な
15 住環境を備えた優良な宅地供給を促進するとともに、人口や世帯数など社会経
16 済状況を踏まえた、適正規模の宅地供給を図る。また、郊外への無秩序な市街
17 化進行を抑制し、良好な市街地の形成を推進するため、既存ストックの活用や
18 ユニバーサルデザインの導入による中心市街地などの街なか居住の促進、住宅
19 の耐震性能・環境性能の向上や長寿命化などにより、住宅地の持続的利用を図
20 る。

21
22 ② 工業用地

23 工業用地については、産業・物流インフラ、水や地価などの立地条件、人材
24 などの地域資源、企業のニーズに応じた人材・産業支援機能などの産業関連基
25 盤施設の整備状況や産業構造の変化、地域における産業の集積状況などを総合
26 的に踏まえ、既存工業団地などの未利用地の有効利用を基本としつつ、必要な
27 工業用地の整備を計画的に進める。その際には、地域社会や自然環境の調和及
28 び公害の発生防止に十分留意する。また、工場移転、業種転換によって生ずる
29 工場跡地については、土壌汚染のおそれがある場合には、土地の所有者などに
30 による調査を通して土壌汚染の状況を把握するとともに、土壌汚染による被害の
31 防止に関する措置を講じ、その有効利用を図る。さらに、企業立地補助制度の
32 活用などにより企業立地の推進を図る。

33
34 ③ その他の宅地

35 その他の宅地については、無秩序な市街地の拡大と拡散を抑制し、併せて都
36 市機能の集積と適正な配置を進めるため、周辺の地域を含めて事前に十分な調
37 査と調整を行い、地域の都市機能の集積状況、公共交通ネットワークの状況及
38 び中心市街地の活性化などに配慮しつつ、その有効利用を図る。

39
40 (6) 低未利用地の有効利用

41 低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用及び環境の保全の
42 観点から、その解消と有効利用を図るため、啓発対策や農地整備などの条件整備
43 対策、生産振興対策など幅広い関連施策により、農用地としての活用を積極的に
44 推進する。また、農用地への復元が困難な耕作放棄地については、農山村の健全

1 な発展と調和を図りつつ、森林への転換や再生可能エネルギー発電設備の整備な
2 ど農業以外の利活用を図る。

3 都市における低未利用地については、良好な市街地形成に向けた高度利用・有
4 効利用を推進するため、防災、減災対策や緑地などの良好なまちなみ形成に資す
5 るためのオープンスペースとして、また、事務所・店舗用地、住宅地、公用・公
6 共用施設等の用地として多様な利用を図る。

8 (7) 有効な土地利用への誘導

9 土地の所有者等が、本計画の趣旨を生かした良好な土地管理と有効な土地利用
10 を図るよう誘導する。

13 **4 災害に強い県土づくり**

14 (1) 災害に対する安全性を高める土地利用

15 災害に対する安全性の確保のため、水系ごとの治水施設の整備などによる洪水
16 に対する県土の防御機能の向上や風水害・土砂災害・豪雪・高潮、火山噴火及び
17 地震・津波などの大規模な災害による影響を配慮した土地利用配置を図るととも
18 に、土砂災害警戒区域^{*32}などの指定による土地利用の抑制やハザードマップによ
19 る情報周知、防災教育・防災訓練に関する取組などハード整備とソフト対策が一
20 体となった防災・減災対策を図る。

21 また、津波対策として津波被災地における海岸堤防の嵩上げ、防災緑地、海岸
22 防災林（防潮林）などを組み合わせた多重防御による防災力向上の取組を推進す
23 る。

25 (2) 農用地や森林の持つ機能の向上

26 洪水防止機能、土砂の流出抑制機能、水源のかん養機能など農業や森林の有す
27 る多面的機能の向上を図るため、農林業の生産条件や生産基盤の整備を推進する
28 とともに、保安林及び治山施設の整備を進める。

29 また、農林業の担い手の育成や、農業や森林づくりへの県民の理解と参加、農
30 山漁村における生活環境の向上を図るなど、農用地や森林の適正な維持管理のた
31 めの基礎的条件の整備を推進する。

33 (3) 災害に強いまちづくりの推進

34 県土レベルでの安全性を高めるため、県内各地域の防災拠点や重要港湾、空港、
35 高速道路のインターチェンジなどを結ぶ、災害時にも機能する広域ネットワー
36 クの確保を図る。

37 また、地域レベルでの安全性を高めるため、雨水の排水・地下浸透の促進や貯
38 留などの水害対策や、市街地などにおける防災拠点、都市公園などのオープンス

*32 土砂災害警戒区域 急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民などの生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。また、土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民などの生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われる。

1 ペース、道路などの整備と適正な配置により、災害時の避難地・避難路の確保や
2 火災時の延焼防止機能を強化するとともに、ライフラインの多重化・多元化を図
3 る。

4 さらに、避難施設、防災公園や備蓄倉庫などの防災拠点施設や道路、港湾、空
5 港、上下水道などのインフラの防災機能の強化、情報通信基盤の強化を図る。
6
7

8 5 環境の保全と美しくゆとりある県土利用

9 (1) 環境への負荷の少ない土地利用

10 低炭素社会の実現に向けて、環境への負荷を少なくする取組を社会経済の構造
11 に組み込んでいく必要がある。そのため、集約型都市構造の形成、幹線道路など
12 の整備やネットワーク化、公共交通機関の整備や利用促進による円滑な交通体系
13 の構築、グリーン物流^{*33}の推進などにより、環境への負荷の少ない社会経済シス
14 テムの形成に向けた適切な土地利用を図る。

15 また、二酸化炭素の吸収源となる森林などの整備・保全、地域社会におけるバ
16 イオマスや太陽光などの再生可能なエネルギーの利用、都市における緑地や水辺
17 の整備など、自然を生かした土地利用を推進する。

18 (2) 適正な資源循環の確保

19 循環型社会の形成に向け、適正な資源循環の確保を図るため、廃棄物の発生抑
20 制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rを一層促進す
21 る必要があるが、資源循環のための施設整備に当たっては、周辺の自然環境や生
22 活環境など地域との共生に配慮した施設の整備が図られるよう、事業者や処理業
23 者などへ適切な指導、助言を行う。

24 (3) 豊かで多様な自然環境の保全

25
26 高い価値を有する原生的な自然については、厳格な行為規制などにより厳正な
27 保全を図る。野生生物の生息・生育、自然風景、稀少性などの観点からみてすぐ
28 れている自然については、行為規制などにより適正な保全を図る。里山などを
29 含めた二次的自然については、人の営みと自然の営みのバランスの取れた自然環境
30 の維持・形成を図るため、農林漁業活動を通じた維持・管理とそのために必要な
31 施設の整備など、多様な主体による保全活動を促進する。この場合、いずれの地
32 域においても、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保に配慮す
33 る。また、それぞれの自然の特性に応じて、自然とのふれあいの場を確保する。

34 (4) 生活環境の保全

35
36 大気汚染や騒音などによる生活環境の悪化を防ぎ、生活環境に優れたまちづく
37 りを進めるため、緩衝緑地等の設置や住居系、商業系、工業系などのそれぞれの
38 用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を図る。
39
40

*33 グリーン物流 環境にやさしい物流の取組を総称したもの。現在、自動車などから鉄道や船舶への輸送方法の
転換や共同輸配送、物流拠点の集約化による効率化など、二酸化炭素の排出量を削減しようと
するさまざまな取組が行われている。

1 (5) 健全な水循環の確保

2 水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図るため、農用地や森林の
3 適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、環境用水^{*34}の確保、都市における下水
4 処理水の効果的利用、水辺地などの保全による河川や湖沼の自然浄化能力の維持
5 ・回復、地下水の適正な利用などを推進する。特に、水源地や湖沼などの水質の
6 保全に資するよう、生活排水、工場・事業場の排水による汚濁負荷及び市街地、
7 農地などからの面源負荷^{*35}の削減や、流域における緑地やその他の自然環境の保
8 全のための土地利用を推進する。また、土壌汚染の防止と汚染土壌による被害の
9 防止に努める。

10
11 (6) 大規模な開発事業への対応

12 大規模な開発行為を伴う事業などについては、環境影響評価の実施をはじめ、
13 事業者自らが必要な環境保全対策を行い、環境と調和した土地利用が行われるよ
14 う誘導する。また、公共事業については、土地利用の適正化を図るため、事業の
15 特性を踏まえつつその位置・規模などの検討段階から環境的側面に配慮した事業
16 執行に努める。

17
18 (7) すぐれた景観の保全・形成

19 歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為などの規制
20 指導を行うとともに、地域特性を踏まえた取組を通じて、都市においては、美し
21 く良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観の形成、農山漁村においては、里山など
22 の二次的自然としての景観の保全を図る。また、東日本大震災などにより損傷を
23 受けた歴史的建造物や文化財等の復旧、津波被害地区などのまちなみ景観の再生
24 の推進を図る。

25
26
27 **6 地域整備施策の推進**

28 (1) 広域的な連携・交流の促進

29 地域間の連携交流と港湾や工業団地などの有効利用を図るため、常磐自動車道
30 や東北中央自動車道など各地域や県内外を結び県土の骨格となる交通ネットワー
31 クの整備、物流拠点を結ぶネットワークの構築と円滑な物流ルートの確保、情報
32 通信基盤の整備などを促進する。その際、事業の計画等の策定に当たっては、社
33 会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮する。加えて、産
34 業の復興を支援する物流拠点として、福島空港、重要港湾である小名浜港及び相
35 馬港の整備と活用を推進するとともに、JR常磐線及び只見線の早期復旧に取り
36 組む。

37
38 (2) 特色ある地域づくりの促進

39 地域の活性化と特色ある地域づくりを図るため、都市においては、都市機能の
40 集積と中心市街地における個性ある取組を促進する。

*34 環境用水 水質の浄化、親水空間の創出、生態系の保護など自然環境、社会環境、生活環境の維持改善を図ることを目的とした用水。

*35 面源負荷 汚濁物質の排出箇所が特定しにくい、面的な広がりを持つ市街地、農地、森林などからの負荷。

1 また、農山漁村においては、地域の伝統文化や歴史的風土、産業、自然環境や
2 景観などの地域資源の活用・保全を通じた都市と農山漁村との交流、定住・二地
3 域居住を促進する。

5 (3) 地域の活力の向上

6 地域の活力の向上を図るため、企業立地補助制度の活用などによる企業立地を
7 推進するとともに、既存産業の集積を生かしながら再生可能エネルギー関連産業
8 や医療関連産業などの集積・育成、地域資源を生かした地域産業6次化など、地
9 域産業の再生・活性化の取組を推進する。

10 また、東日本大震災や原子力災害の影響により弱まった地域コミュニティの再
11 生・活性化の取組を推進する。

14 7 県土利用の総合的マネジメントの推進

15 (1) 国土利用計画法等の適切な運用

16 国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法^{*36}、条例、要綱などの適切
17 な運用と土地利用に関する諸計画の充実、及び地方公共団体など関係機関相互間
18 の県土利用についての情報の共有と広域的な影響を踏まえた連携・調整により、
19 適正かつ合理的な利用の確保と維持を図る。

20 特に、地域の土地利用の基本となる市町村計画などについては、住民参加の手
21 法や地域の取組事例などの情報の共有により、地域の実情に応じた計画の策定と
22 運用を支援する。

23 また、市町村計画で示す土地利用の方向性を踏まえ、地域ごとあるいはテーマ
24 に応じて、各地域の実情に即したきめ細かい土地利用の調整を行い、将来の土地
25 利用のあり方を示す手法として土地利用調整計画^{*37}の策定を推奨する。

27 (2) 参画と連携による県土管理の推進

28 今後の県土管理に当たっては、県土の有効利用を担う主体の確保と育成を図る
29 とともに、様々な主体が都市と農山漁村との交流、所有者や地域住民など関係者
30 の相互理解、情報の共有などを通して県土利用に関心を持ち、県土管理を担って
31 いくことが重要となってきた。

33 ① 県土の有効利用を担う主体の確保と育成

34 県土の有効利用を担う主体の確保と育成を図るため、こうした主体が土地利
35 用に関わりやすくする環境づくりを推進する。

36 特に、過疎・中山間地域を中心とした農山漁村においては、人口減少・高齢
37 化の進行とともに担い手不足が懸念されており、外からの知恵や力を受け入れ
38 ながら、土地の所有者や地域住民、農業法人などの地域の実情に応じた農林業

*36 土地利用関係法 都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法など。

*37 土地利用調整計画 市町村が目指すべき土地利用の基本方向を明らかにする市町村レベルの総合的な土地利用
計画を「土地利用調整基本計画」、それへ誘導するための地区レベルでの即地的なきめ細か
い土地利用計画を「地区土地利用調整計画」、これらを総称して「土地利用調整計画」とい
う。

1 の多様な担い手づくりを推進するとともに、農山漁村の活性化と担い手の定住
2 条件の向上を図るため、農林業の生産基盤と生活環境の整備を進める。

3
4 ② 多様な主体の土地利用への参画と連携

5 土地所有者以外の者が、それぞれの特徴を生かして県土の管理に参加するこ
6 とにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけではなく、地域への愛
7 着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚
8 起など適切な県土の利用に資する効果が期待できる。このため、国や県、市町
9 村による公的な役割、所有者などによる適切な管理に加え、中心市街地の活性
10 化への取組、森林づくり活動、農地の保全管理活動、緑化活動への参加、地元
11 農産品や地域材製品の購入など、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住
12 民など多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理に参画し、連携してい
13 く取組を推進する。

14
15 (3) 原子力災害に対応した総合的マネジメント

16 原子力災害により当面利用が困難な土地における暫定的（緊急的）土地利用に
17 ついては、地域住民などの参画と連携による総合的マネジメントが特に重要とな
18 る。

19
20 ① 情報共有

21 地域住民をはじめとする関係者による地域の土地利用の方向性の検討に資す
22 るよう、行政や関係機関等は、放射性物質の汚染状況、除染の状況や生活環境
23 の整備の状況などの基本的な情報提供に努め、地域住民をはじめとする関係者、
24 行政、関係機関等との間の情報共有を図る。

25
26 ② 合意形成

27 情報共有をもとに、地域の土地利用の方向性や原子力災害により当面利用
28 が困難な土地の暫定的（緊急的）な利用方法などについて合意形成を図る。

29
30
31 **8 土地に関する基本理念の普及啓発及び県土に関する調査の推進**

32 土地月間などを活用して土地に関する基本理念の普及啓発を図るとともに、県民
33 による県土管理への理解を促す。

34 また、県土の把握を充実させ、総合的な土地対策に資するため、国土調査、地価
35 調査など県土に関する基礎的な調査を一層推進し、土地の所有、取引、利用、地価
36 などに関する情報の収集、整備、利用を図る。特に、高齢化の進展などにより境界
37 や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐとともに災害復旧を円滑に進める
38 観点から、地籍調査や境界の保全などの取組を推進する。

39
40
41 **9 計画の進行管理**

42 持続可能な県土管理に資するため、計画の進行管理に当たっては、福島県国土利
43 用計画管理運営事業実施要領により、県土利用の現況がどう推移しているのか及び
44 県土利用に関する施策を通して県土利用が計画に定められた方向に誘導されている

- 1 かを把握し、県土利用の課題を明らかにする。
- 2 なお、県土利用の現況の確認については、放射性物質による汚染からの環境回復
- 3 状況の確認を含める。